令和８年大和町議会３月定例会議会議録

令和８年３月１７日（火曜日）

応招議員（１６名）

１番	本　田　昭　彦　君	９番	馬　場　良　勝　君
２番	佐　野　瑠　津　君	１０番	今　野　信　一　君
３番	宮　澤　光　安　君	１１番	渡　辺　良　雄　君
４番	平　渡　　亮　君	１２番	槻　田　雅　之　君
５番	櫻　井　　勝　君	１３番	堀　籠　日出子　君
６番	森　　秀　樹　君	１４番	大須賀　　啓　君
７番	佐々木　久　夫　君	１５番	児　玉　金兵衛　君
８番	犬　飼　克　子　君	１６番	今　野　善　行　君

出席議員（１６名）

１番	本　田　昭　彦　君	９番	馬　場　良　勝　君
２番	佐　野　瑠　津　君	１０番	今　野　信　一　君
３番	宮　澤　光　安　君	１１番	渡　辺　良　雄　君
４番	平　渡　　亮　君	１２番	槻　田　雅　之　君
５番	櫻　井　　勝　君	１３番	堀　籠　日出子　君
６番	森　　秀　樹　君	１４番	大須賀　　啓　君
７番	佐々木　久　夫　君	１５番	児　玉　金兵衛　君
８番	犬　飼　克　子　君	１６番	今　野　善　行　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野俊彦君	健康推進課長	大友徹君
副町長	千葉喜一君	農林振興課長	阿部晃君
教育長	八巻利栄子君	商工観光課長兼企業立地推進室長	星正己君
代表監査委員	内海義春君	都市建設課長	江本篤夫君
総務課長兼危機対策室長	児玉安弘君	上下水道課長	亀谷裕君
まちづくり政策課長	遠藤秀一君	会計管理者兼会計課長	丹野俊宏君
財政課長	佐々木克敏君	教育総務課長	菊地康弘君
税務課長	青木朋君	生涯学習課長	浪岡宜隆君
町民生活課長	吉川裕幸君	税務課徴収対策室長	阿部友紀君
子ども家庭課長兼こども家庭センター長	小野政則君	公民館長	村田晶子君
福祉課長	早坂基君		

事務局出席者

議会事務局長	村田充穂	次長	相澤敏晴
主任	櫻井郁也	主事	佐藤みなみ

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後３時５０分　　開　　議

議　　長　（今野善行君）

大変お疲れさまでございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１「会議録署名議員の指名」

議　　長　（今野善行君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、13番堀籠日出子さん、及び14番大須賀　啓君を指名します。

日程第２「委員長報告」

議　　長　（今野善行君）

日程第２、委員長報告を行います。

本定例会議において予算特別委員会が設置され、これに付託の上、令和８年度各種会計予算が審査されたところであります。

ここで、予算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長今野信一君。

予算特別委員会委員長　（今野信一君）

報告いたします。

今定例会議において、去る３月４日、本予算特別委員会に審査を付託されました令和８年度一般会計予算並びに８つの各種特別会計予算、下水道及び水道事業会計予算につきましては、本委員会において各委員からの熱意あふれる質疑が展開され、町長、副町長、教育長及び各課長等の誠意ある答弁により慎重に審査された結果、原案のとおり可決いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

なお、令和８年度予算案を全て可決との採決の後、馬場良勝委員ほか３名から、令和８年度一般会計予算に対する附帯決議が提出され、可決されました。

附帯決議された内容は次のとおりであります。

妊婦や子育て世帯の実情を踏まえ、たいわ妊婦支援給付金の在り方について、公平性を担保しつつ、財政状況や国・県の制度も勘案して、今後の支援策の再構築や代替施策の可能性も含め検討を行うこと。

以上が、本委員会における審査の経過と結果であります。

これで、予算特別委員会委員長報告を終わります。

議　　長　（今野善行君）

ただいま、予算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、予算の審議においては、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、予算の審議においては質疑を省略し、討論、採決を行います。

日程第３「議案第２１号　令和８年度大和町一般会計予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第３、議案第21号　令和８年度大和町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第４「議案第２２号　令和８年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第４、議案第22号　令和８年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第５「議案第２３号　令和８年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第５、議案第23号　令和８年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第６「議案第２４号　令和８年度大和町宮床財産区特別会計予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第６、議案第24号　令和８年度大和町宮床財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第７「議案第２５号　令和８年度大和町吉田財産区特別会計予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第７、議案第25号　令和８年度大和町吉田財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第８「議案第２６号　令和８年度大和町落合財産区特別会計予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第８、議案第26号　令和８年度大和町落合財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第９「議案第２７号　令和８年度大和町奨学事業特別会計予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第９、議案第27号　令和８年度大和町奨学事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第１０「議案第２８号　令和８年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第10、議案第28号　令和８年度大和町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第１１「議案第２９号　令和８年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第11、議案第29号　令和８年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第１２「議案第３０号　令和８年度大和町下水道事業会計予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第12、議案第30号　令和８年度大和町下水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第１３「議案第３１号　令和８年度大和町水道事業会計予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第13、議案第31号　令和８年度大和町水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

先ほど予算特別委員会委員長今野信一君より、委発第１号　議案第21号令和８年度

大和町一般会計予算に対する附帯決議が提出されました。

暫時休憩します。

午後４時００分　　休　憩

午後４時２７分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に申出のあった、予算特別委員会委員長今野信一君の附帯決議について、議会運営委員会で協議をさせていただきました。

提出のありました附帯決議を配付させていただきます。

附帯決議は委員会からの提出であるため、大和町議会会議規則第14条第３項の規定により、賛同者の必要はなく、単独で成立することを報告します。

次に、附帯決議を日程に追加し、追加日程第１として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

追加日程第１「議案第２１号　令和８年度大和町一般会計予算に対する附帯決議」

議　　長　（今野善行君）

追加日程第１、議案第21号　令和８年度大和町一般会計予算に対する附帯決議を議題にします。

予算特別委員会委員長今野信一君に附帯決議の趣旨説明を求めます。

予算特別委員会委員長　（今野信一君）

委発第１号

令和８年３月17日

議案第21号令和８年度大和町一般会計予算に対する附帯決議について

別紙附帯決議を、会議規則第14条第３項の規定により提出いたします。

第21号議案令和８年度大和町一般会計予算に対する附帯決議

このたびの令和８年度大和町一般会計予算において、３款２項２目児童措置費のたいわ妊婦支援給付費が減額計上された。

これまで実施されてきたたいわ妊婦支援給付金のうち町独自上乗せ分が計上されなかったことは、物価高騰の影響が続く中、妊娠期から出産にかけての経済的負担を抱える家庭にとって、大きな影響を及ぼす可能性があると考える。

たいわ妊婦支援給付金は、少子化が全国的な課題となる中、妊娠期からの切れ目のない支援として、安心して子供を産み育てる環境づくりにおいて重要な本町独自の施策である。また、妊婦支援は母子の健康確保や子育て不安の軽減にも資するものであり、地域全体の子育てを支える観点からもその意義は大きいものであります。

よって、下記の事項について強く求めます。

記

妊婦や子育て世帯の実情を踏まえ、たいわ妊婦支援給付金の在り方について、公平性を担保しつつ、財政状況や国・県の制度も勘案して今後の支援策の再構築や代替施策の可能性も含め検討を行うこと。

以上、決議する。

令和８年３月17日

大和町議会

以上です。

議　　長　（今野善行君）

説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑はありませんか。11番渡辺良雄君。

１１　番　（渡辺良雄君）

先ほど議長から、議会から出すということで採決がないというようなちょっとご説明があったかと思うんですが、そういうことですか、議長、採決はあるんですか。

失礼しました。質問を取下げます。

議　　長　（今野善行君）

質問はほかにございませんか。質問なしと見てよろしいですか。

「なし」と呼ぶ者あり

質問なしと認めます。

附帯決議について討論を行います。討論はありませんか。渡辺良雄君。

１１　番　（渡辺良雄君）

反対の立場で討論します。（「答弁席でお願いします」の声あり）

それでは、反対の立場で討論いたします。

私は、浅野俊彦大和町長は就任して１期目であるということ、それから来年９月に町長選挙がある、そういったことから、これらの政策についての町民からの審判は選挙で下されると私は思っております。

それまでの間、町長の政策については、私は全力で応援してあげたい、その立場で反対といたします。

以上です。

議　　長　（今野善行君）

ほかに討論はありませんか。２番佐野瑠津さん。

２　　番　（佐野瑠津君）

私は賛成の立場から討論をいたします。

子育て世代のやはり声を代弁する者としましても、令和７年度に受け取った方たちが、まず第二子目を授かった場合に、第一子目のときは受け取ることができた。ですが、第二子目のときは受け取ることができないというような、先ほどの文面にもありましたとおり、公平性というところを見たときに、やはりここは譲れない部分ではないのかというところが１点。

そしてまたもう一点は、少子化対策を今こそどこの市町村も取り入れるべき時代の中にあって、宮城県の中では、本町とあともう１市町村しかやっていない事業であるということ。そこにおいては、他市町村との差別化ができる、本町独自の上乗せであったということにおいては、しっかりと本町ではここの部分に力を入れてますと訴えることができるからでございます。

その２点から、私は賛成の立場から討論をいたします。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

ほかに討論はありませんか。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから追加日程１、議案第21号令和８年度大和町一般会計予算に対する附帯決議を議題にします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、この附帯決議は可決されました。

日程第１４「議案第３２号　大和町第五次総合計画基本構想及び基本計画の変更について」

議　　長　（今野善行君）

日程第14、議案第32号　大和町第五次総合計画基本構想及び基本計画の変更についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長　（遠藤秀一君）

それでは、議案書57ページをお願いいたします。

大和町第五次総合計画基本構想及び基本計画の変更についてでございます。

大和町第五次総合計画基本構想及び基本計画を別紙のとおり変更することにつきまして、大和町議会基本条例第８条第１項の規定により議会の議決をお願いするものです。

恐れ入りますが、別冊の議案説明資料、議案第32号関係、大和町第五次総合計画基本構想及び基本計画の変更についてでご説明させていただきます。

資料の１ページをお願いいたします。

まず、１といたしまして、計画変更の趣旨になります。

本町では、令和４年３月に大和町第五次総合計画を策定し、町政運営の指針としてまちづくりを進めております。総合計画の目標年度は令和13年度であり、そのうち基本計画につきましては、社会情勢の変化等を考慮し、計画期間を５年ごととし、令和４年から令和８年度までの前期計画、令和９年度から令和13年までの後期計画としております。

前期計画につきましては、令和７、８年度に改訂作業を予定をしておりましたが、昨今の町内への企業進出、動向等の社会情勢に対応するため、前期計画を１年前倒して後期計画へと変更いたすものでございます。

続きまして、２、パブリックコメントの結果になりますが、大和町第五次総合計画改訂原案の作成に当たりましては、令和７年の12月24日から翌年の１月23日までの31日間パブリックコメントを実施いたしました。結果といたしまして、１人の方から１件のご意見が提出されたところでございます。

３、大和町第五次総合計画改訂版につきましては、別冊にてご説明をさせていただきます。

別冊のほうが、総合計画改訂原案でありまして、先の２月18日に開催いたしました大和町総合計画審議会にて原案として承認をいただいたものになります。

また、去る３月２日の全員協議会でお示しした内容から大幅な変更はしておりませんが、一部変更した箇所もございます。変更した箇所につきましては、別紙の議案第32号関係資料説明のＡ４の横判も併せてお願いいたします。

こちらが３月２日の議会全員協議会からの変更箇所一覧になります。

まず、別冊の11ページでございます。

町民アンケートの結果、７のにぎわい創出に必要なものの大学生の欄につきまして、３位が前回娯楽施設、娯楽施設と重複しておりましたが、正しくは、利便性の高い駐車場等となります。

続きまして、別冊の23ページをお願いいたします。

第１章の重点プロジェクト基本計画目標１、その基本的方向の（２）レジリエンス強化プロジェクトに位置づける主な取組になりますが、前回は準用河川の浚渫事業と記載しておりましたが、正しくは、準用河川等の整備事業になります。

以上、２点につきましては記載の誤りでございました。この場を借りましておわびを申し上げます。

続きまして、別冊の27ページでございます。

ここから52ページまで分野別施策となりますが、いずれも評価指数の１つ目のアンケート調査による施策の住民満足度につきまして、点数の表記を変更しております。

27ページの農林漁業を例に説明させていただきますが、指標の農林漁業の住民満足度につきましては、現状値を4.65、満足度4.86と記載しておりましたが、より分かりやすくするため、それぞれの末尾に分母といたしまして満点を示すスラッシュの10を追加しております。

なお、52ページまで分野別施策が20ございますが、いずれも同様の追記をしております。

続きまして、別冊の31ページをお願いいたします。

分野別施策の観光の評価指標の２つ目に七ツ森湖周辺施設の売上高につきまして、数値を計上するための５つの施設、七ツ森陶芸体験館、七ツ森生産物直売所、花野果ひろば七ツ森、七ツ森ふれあいの里、四十八滝運動公園を、この施設だと分かるように新たに追記をしております。

続きまして、別冊の41ページでございます。

分野別施策の学校教育の評価指数につきまして、前回は町民満足度をはじめ、学習支援員等の配置、全国学力状況調査、そして学校を楽しいと感じる割合の４つを記載しておりましたが、このうち学習支援員の配置につきましては、このたび小学校の適正配置等検討委員会により今後検討することとなりますから、今後の経過を見る必要があるとの理由から削除しております。

なお、この学校教育だけが評価指数、ほかの評価指数よりも１つ多いということでございまして、３つということで同数とするものでございます。

最後に、52ページをお願いいたします。

分野別施策の行政運営の評価指数の２つ目、経常収支比率につきましては、前回は目標値を100としておりましたが、上方修正しまして97へと変更しております。

以上が、大変申し訳ございません、３月２日の全員協議会からの変更内容となります。

それでは改めまして、３、大和町総合計画改訂版として別冊資料でご説明をさせていただきます。

まず、口頭で申し訳ございませんが、今回の改訂に当たりましては、本町の現状や令和６年12月に実施しました町民アンケート、町職員で構成するプロジェクトプランニングチームや総合計画策定懇談会、ワークショップでございますけれども、そういったものの議論、国の方針の変化などを踏まえまして、５つの改訂方針の下、総合計画の見直しを行いました。

１つ目の方針が企業誘致の拡充、２つ目がデジタル化の拡充及び地方版総合戦略の変更、３つ目が関係人口の拡大の推進、４つ目が地域別まちづくり方針等の追加、そして５つ目が基本計画分野別施策への評価指数の追加となります。

説明資料の２ページをお願いいたします。

４の計画の構成及び期間としましては、ページの下部に三角形がございます。こち

らが総合計画の体系を表した図となりまして、今回は水色の基本計画と黄緑色の実施計画につきまして、１年間前倒して改訂することとしております。

18ページをお願いいたします。

第３編基本計画の施策体系ですが、より分かりやすく施策体系とするため、分野別施策の名称を簡略化しておるところでございます。

また、現行計画の分野別施策の２の魅力ある産業の振興につきましては、１つの改訂方針である企業誘致に注力する観点から、２の商業と工業の２つに分割しております。

続きまして、重点プロジェクトになりますが、重点プロジェクトは、章の移行に伴いまして体系図を一部変更しております。以前は、第３編の基本計画の末尾に配置していたことから、分野別施策の右側に対応するプロジェクトを再掲といたしておったところでございますが、今回の改訂では第３編の冒頭に移行したことを踏まえ、分野別施策を横断的に整理した体系へと変更しております。

19ページをお願いいたします。

重点プロジェクトを第３期大和町まち・ひと・しごと創生総合戦略になりますが、改訂方針の２つ目、デジタル化の拡充及び地方版総合戦略の変更を踏まえるとともに、令和７年６月13日に閣議決定されました地方創生2.0基本構想の政策の５つの柱を勘案して見直しを行いました。

基本目標の１が「安心して働き、暮らせる生活環境をつくる」、基本目標２が「稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい経済をつくる」、基本目標３が「大和町への新しい人の流れをつくる」、基本目標４が「ＡＩ・デジタル等の新技術を活用する」となりまして、政策の５本柱の５本目である広域ビジョンの視点を各４つの基本目標に溶け込ませております。

なお、重点プロジェクトにつきましては、現行計画同様、基本目標１から４にそれぞれ２つずつ事業の集合体であるプロジェクトを位置づけております。詳細につきましては、23ページから26ページでご説明させていただきます。

23ページをお願いいたします。

基本目標１、安心して働き、暮らせる生活環境をつくるにつきましては、若者や女性に選ばれるまちとなるため、さらなる職住近接の推進と地域交通の最適化を図るとともに、柔軟な働き方や育児等の両立支援、官民の連携、デジタルの活用等による持続可能で魅力的なまちづくりを進めます。

また、激甚化・頻発化する自然災害に備え、誰もが安全・安心に暮らすことができ

る生活環境をつくりますとしており、数値指標は若者の転入者数、災害に関する協定締結数を設定しております。

（１）職住近接まちづくりプロジェクトにつきましては、要約しますと、労働条件の向上や働きやすい環境づくり、雇用機会の創出、都市機能等の維持、集約や幹線生活道路の整備、そして結婚・出産・子育ての支援、切れ目ない母子保健サービス等の提供を推進するものであり、主な取組といたしましては、雇用機会掘り起こし事業や中心市街地整備事業（吉岡西部土地区画整理事業）、そして縁結び応援事業などを位置づけております。

（２）のレジリエンス強化プロジェクトにつきましては、災害・事故等の非常時への備えの充実や、他市町村との協力体制や広域的な連携強化、防災・減災の被害最小化と早期復旧の推進、野生動物対策などにより災害・障害に強く、安全で安心できる生活環境を築くものであります。主な取組といたしましては、準用河川等整備事業や田んぼダム推進事業、公共下水道施設のアセットマネジメント・耐震化事業、防犯対策推進事業などを位置づけております。

24ページをお願いいたします。

続きまして、基本目標２、稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい経済をつくるにつきましては、本町の第一次産業への支援を拡充するとともに、地域資源等を活用した高付加価値による市場の創出を図ります。

また、今後とも需要が見込まれる産業用地を迅速に整備し、交通条件の優位性を生かした産業の集積を図るとともに、新規事業の創出を促進し、多様な事業活動ができるまちをつくりますとしており、数値目標は新規就農者数と製造業従業者数を設定しております。

（１）農林水産業振興プロジェクトにつきましては、要約しますと、農林漁業への支援の拡充による新規就農者の獲得、第六次産業化に向けた支援やＩＣＴ活用によるスマート農業等の推進等による農林漁業の活性化を図るものであり、主な取組といたしましては、農業環境整備事業や新規就農支援事業、農業用機械整備事業などを位置づけております。

（２）産業促進プロジェクトにつきましては、「富県みやぎ」の実現のため、新たな産業用地の整備及び産業集積の推進、新規企業への支援などによる就業機会の創出による活力ある地域経済づくりに取り組むものであり、主な取組といたしましては、企業誘致事業や地域経済支援事業、奨学金返済事業などを位置づけております。

25ページをお願いいたします。

続きまして、基本目標３、大和町への新しい人の流れをつくるにつきましては、移住・定住の促進と次世代を担う子供の人づくりに取り組みます。

また、豊かな自然や歴史など、町の資源を生かしたまちおこしや各種イベントなどを開催して、元気なまちを発信することで、町内外から人々が集い、関係人口の構築によるにぎわいある地域交流のまちをつくりますとしており、数値指標は社会増加数と観光客入り込み数を設定しております。

（１）交流促進プロジェクトにつきましては、移住・定住の促進や都市部と農村部間の交流、小学校から大学間の連携、子供の遊び場等の整備検討、人々が集まる場所の創出などによる広域的で多様な交流促進に取り組むものであり、主な取組といたしましては、ひとづくりプロジェクトや各種検定助成事業、移住定住応援事業などを位置づけております。

（２）のにぎわい創出プロジェクトにつきましては、道の駅など新たな観光拠点の整備や各種イベントの開催検討、豊かな自然資源を生かした観光振興、地域資源を生かした特産品・銘品の開発促進、国際交流の推進、広域連携による観光ルートの形成、各種ＳＮＳやデジタルを活用したＰＲなど、多くの人々の交流によるにぎわいあるまちをつくるものであり、主な取組といたしましては、道の駅の整備検討等や七ツ森湖周辺再整備事業、歴史資源を生かした観光ＰＲ事業などを位置づけております。

26ページをお願いいたします。

基本目標４、ＡＩ・デジタル等の新技術を活用するにつきましては、誰もが豊かに暮らせるSociety5.0の実現に向けて、様々なＡＩ・デジタル等の技術を活用し、地方創生の推進を図りますとしており、数値指標はＳＮＳの登録者人数とオンライン申請件数を設定しております。

（１）デジタル技術の社会実装プロジェクトにつきましては、コワーキングスペースなどの環境整備検討による多様な働き方やＳＮＳ等による町内外の情報発信、教育の情報化の連携、災害時の利用など、地域の各種課題の解決に向けまして必要なデジタル技術の活用の実装を推進するものであり、主な取組といたしましては、コワーキングスペース、サテライトオフィス環境整備の検討、ＳＮＳ等の活用促進、町民アンケート等のデジタル化などを位置づけております。

（２）のデジタル技術の利活用プロジェクトにつきましては、オンライン申請及びオンラインの情報提供の拡充、書かない窓口や施設等の予約サービス、学校間交流の教育活動の実施など、デジタル技術の導入による住民サービスの向上と職員の業務効率化・充実化を図るものでありまして、主な取組といたしましては、オンライン申請

の拡大や施設予約システム導入、窓口手続のキャッシュレス化などを位置づけております。

27ページをお願いいたします。ここから52ページまでが分野別施策となります。

改訂方針の５つ目である分野別施策への評価指数の設定を踏まえまして、20ある分野別施策にそれぞれ後期計画における成果を測る指標といたしまして、住民満足度を用いるとともに、施策の進捗状況を測る指標といたしまして、代表的な施策に関するアウトプット指標を評価指数として設定いたしました。

具体的に申し上げますと、27ページの農林漁業の分野では、町民アンケートによる住民満足度と認定農業者数、有害鳥獣の侵入防止柵設置延長の評価指数を追加しております。それぞれ施策の担当課等と協議しながら１年ごとに把握できる数値の設定を行っております。

飛びまして、53ページをお願いいたします。

４つ目の改訂方針でございます。地域別まちづくりの方針の追加といたしまして、吉岡・宮床・吉田・鶴巣・落合の５つの地区につきまして、各地域の現状や課題を踏まえまして、後期計画におけるまちづくりの方針を取りまとめました。

基本的な考え方といたしましては、各地域における拠点の整備を進めるとともに、拠点間を結ぶ公共交通等のネットワーク構築を検討するとともに、それぞれの地域の課題に対応した取組を進めていくこととしております。

簡単ではございますが、以上で総合計画改訂原案の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

以上で、議案第32号の説明を終了します。

ここでお諮りします。本日の会議時間は議事の都合により、午後５時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。４番平渡　亮君。

４　　番　（平渡　亮君）

個別のほうの商業・工業等があるって町民満足度という形で、12年の目標値のところが変化しているところと変化していないところがあります。目標値が６年たって変

化しないというのは、目標にならないんじゃないかと思うんですね。

日々我々はしっかり町民の満足、幸せめぐる町なので、幸せにするために日々努力して仕事をしているわけです。満足度が６年たって変わらない数値というのは、目標にならないと思いますし、幾ら数字を下の部分のいろいろな人数とかやったとしても、町民が満足しなければ、お仕事の意味がちょっとないんじゃないかと思ってしまうんですが、どうでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長　（遠藤秀一君）

それでは、平渡議員の今の町民満足度の設定の仕方ということでございますけれども、4.86というのが平均値といいますか、今の目標で最低ここはクリアしなければならないという目標値でございますので、大変申し訳ないんですけれども、数値のほうはこのような形で今回はご理解いただければということで、よろしくお願いしたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

平渡　亮君。

４　　番　（平渡　亮君）

目標値ですよ。目標値を平均に置くということが、そもそも論としてちょっと違うんじゃないかと思うんですね。やっぱ住民の満足度を上げていくために努力、お仕事していくわけじゃないですか。そこを平均でいいから変わらないでやるというのは、現状維持はマイナスですからね。やっぱりいろんな高齢者の対策であったり教育であったりと入るわけで、我々はそれに対して町民の意見を聞いて皆様に訴えて、そして行政側もそういう変化をよくしよう、よくしようと思ってお仕事するわけじゃないですか。その目標を達成できなくても高く掲げることでモチベーションにもなりますし、お仕事の精度も高まっていくと思うんですね。それで、自分たちが決めたものが、数値が変わらないで今と同じでいいのかとなってしまったら、やっぱりお示しする以上、数値のここの部分はやはり上げてもらいたいという気持ちがあるんですが、どうでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長　（遠藤秀一君）

数値につきましては、全ての平均が4.86で、それを下回ったものの施策につきましては、そこを目標として頑張るということでございまして、まず今回は指標を設定することの意義のほうを大きく捉えたということでございまして、どうぞご理解のほうよろしくお願いしたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

平渡　亮君。

４　　番　（平渡　亮君）

今から変更はできないという認識でよろしいんでしょうか。

その数値を出す、多分今まで本町のほうでＫＰＩはなかなか出てなかったので、どうしてかなとは思ってはいたんです。今回、出されたことの数値の意味はあるとは理解しているんですが、本当にそれでいいのかと職員の方々で話し合って、町長も含めて話し合っていただければと思います。

これ出されると、正直私たちとしても、町民の満足度を上げるために町民の気持ちを聞いて意見を聞いて、そして皆様に訴えて、皆さんもっと町をよくしようという気持ちになったときに、数値がこれだと本当にやる気あるんですかと町民の方から逆に言われると思うんですけれども、ここの数値が本当に難しいと思いますよ、達成するのは難しいですし、ちょっと数値を上げてもできないだろうと思うかもしれませんが、できないことをやろうとするチャレンジすることが、やはり町を変えていくことですし、よくしていくことだと思うんですね。これが、ここの数値を見る時点で、我々はいろいろ情報なり議論をしているから、いろんなことが把握できますが、町民の方が一般的に見たときに、何で目標が変わらないの、この10分の10得点のうちに半分の５も満たしていないのにそれでいいのと思われると思うので、そこはもう一回再考していただければと思います。

議　　長　（今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長　（遠藤秀一君）

数値につきましては、一応総合計画審議会とかにも諮りまして、今回議会にお示ししているということで、今回は目標値ということでご理解を、再度の答弁になりますけれども、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

ほかに質問ありませんか。よろしいですか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

本予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１５「報告第３号　専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）」

議　　長　（今野善行君）

日程第15、報告第３号　専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の報告を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

それでは、議案書１ページをお願いをいたします。

報告第３号　専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、工事請負契約の変更について別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により議会に報告するものでござ

います。

２ページをお願いをいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定されました町長の専決処分事項につきまして、次のとおり専決処分いたしたものでございます。

記といたしまして、１、件名及び契約名は、令和７年大和町議会７月随時会議におきまして、議案第62号により議決をいただきました令和７年度道路改良工事（町道吉岡東１号線）でございます。

２、金額の変更でございます。議決をいただきました契約金額は4,598万円、変更後の契約金額は4,529万4,700円、当初契約金額に対します減額は68万5,300円でございます。

３、変更の理由でございます。本工事は、路面及び既設側溝の劣化に伴います舗装改築及び側溝入替えと併せまして、両側にある歩道を片側に集約・拡幅し、既存歩道部を車道とする道路改良工事でございます。舗装改築での路床改良工におきまして、現車道部を掘削いたしましたところ、既存データ等には未収録の路床改良施工済み区間があることが判明をいたしまして、当該路床の強度は当初設計時の施工後の強度を有していることを確認しましたので、施工済み区間の路床改良工（Ａ＝1,332平方メートル）を減じまして、新たに車道部となる現歩道部（Ａ＝398平方メートル）のみを路床改良したことにより減額となったものでございます。

専決処分の日は、令和８年３月６日でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

以上で、報告第３号の報告を終わります。

日程第１６「報告第４号　専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）」

議　　長　（今野善行君）

日程第16、報告第４号　専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の報告を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

それでは、議案書３ページをお願いをいたします。

報告第４号　専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、工事請負契約の変更について別紙のとおり専決処分しましたので、同条第２項の規定により議会に報告するものでございます。

４ページをお願いをいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定されました町長の専決処分事項につきまして、次のとおり専決処分いたしたものです。

記といたしまして、１、件名及び契約名は、令和７年大和町議会10月随時会議におきまして、議案第79号により議決をいただきました令和７年度舗装改良工事（町道松坂平１号線）でございます。

２、金額の変更でございます。議決をいただきました契約金額は5,071万円、変更後の契約金額は5,385万9,300円、当初契約金額に対します増額は314万9,300円でございます。

３、変更の理由でございます。本工事は、経年等による既設舗装路面の劣化に伴います舗装改良工事でございます。工事着手後に、既設路盤材を採取し、配合試験を行いましたところ、当初設定しておりました路盤強度を得るには、アスファルト乳剤の最適添加量を当初設計より131.0キログラム毎平方メートル増量を要するとの結果を受けまして、設計アスファルト乳剤の添加量を1,293.0キログラム毎平方メートルとするものでございます。

また、本舗装改良事業の推進を図るため、入札先等を活用いたしまして施工延長をＬ＝893メートルから83メートル延伸し、Ｌ＝976メートルとするものでございます。

専決処分の日は、令和８年３月13日でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

以上で、報告第４号の報告を終わります。

日程第１７「議員派遣について」

議　　長　（今野善行君）

日程第17、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第129条の第１項の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和８年大和町議会３月定例会議を散会とし、休会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後５時１１分　　閉　　会